

(三三・七・九 閣議了解案)

全官公の調停申請に關する件

全口官公府労働組合連絡協議会以下、全官公と署称するは、去る七月七日政府取置の新給
與に關して労働関係調整法に基いて中央労働委員会に調停を申請したので、今回中央労
働委員会から政府に対し應訴の諾否の回答を求め来たが、従来の組合側の態度に鑑み、
左記事項につき中央労働委員会の見解を確認の上、應訴したい。

- 一、政府としては、未だ組合側と十分団体交渉を盡したとは考えない。
- 二、全官公として調停せられたいについては疑義がある。
- 三、組合側要求の六條件の中、(イ)物價改訂を行わないこと (ロ)大衆課税を撤廃す
ること 及び(ハ)最高賃金制の策定をしないこと の三條件は、その性質上調停の
対象となり得ないと考えらる。

以上



昭和三十三年七月七日

調停申請書

全管公序労働組合連絡協議会

目次

- 一、調停申請書
- 二、要 求 書
- 三、回 答 書
- 四、西尾、加藤兩大臣諒解事項
- 五、交渉経過概要

調停申請書

全労公労協組合連絡協議会は日本再建の礎である労働力保持のため、最低生活を確保すべく内閣総理大臣に六項目の絶対條件を附した労働交渉標準五、二〇〇円支給の資金要求を提出し団体交渉を継続し来たのでありますが、国内に意見の統一もなく誠意なき政府の態度により不幸にして交渉決裂の已まなきに至りました。本年四月我々は二九二円ベースをめぐる争議の最終解決として西尾、加藤兩大臣の諒解事項の如く四月以降の新給与につき早急に新給与委員会に於て結論を出すこととなりました。

然し乍ら政府の一方的に押しつけくとした調停委員会設置問題の高、五月二十四日、新給与委員会は遂に発足することもなく決裂の已まなきに至りました。此の間組合員の生活は日に日に苦しくなり、特に、近時のインフレに續くインフレの暴進物價の改訂により生活は益々急迫し不測の事態の惹起する虞、濃厚となつて参りました。従来政府の態度を以てしては急速なる問題の解決は望み得ないのであります。

依つて労働関係調整法第十八條第一項第三号に基き、労働協約委員会の調停の力を仰願ひ、
致したる関係書類を添付して調停を申請致します。

昭和二十三年七月七日

全官公庁労働組合連絡協議会

印

- 口 鉄 労 組 合
- 全官庁職員労働組合協議会
- 口 教 育 労 組 合
- 全口 財 政 労 組 合
- 口 本 国 治 理 労 組 合
- 東京都労働組合連合会
- 大蔵三現労働組合協議会
- 全 通 信 労 組 合

中央労働委員会会長

末弘 巖太郎 殿

要 求 書

吾々全官公庁労働組合連絡協議会は全口官公吏を代表して左記の要求を提出する。
並つて回答は六月十九日までに文書にてせられたい。

記

- 働くに必要の給與として五、二〇〇円を四月分より即時支給すること。是は全官公吏の
給與の標準で、業種別平均賃金ではない。
- 但し石は次の手を絶対条件とする。
- 1. 本年四月現在に於ての手取金額であること。
- 2. 物價改訂はしないこと。
- 3. 大衆課税を撤廃すること。
- 4. 紛争処理機関は設けないこと。
- 5. 首切り行政整理をしないこと。

6. 最高債銀額は決定しないこと。

昭和二十三年六月十二日

内閣総理大臣

芦田 均 殿

田 答

全官公庁労働組合連絡協議会

去る六月十二日付の要求は、我が国の現状においては、これを承認することはできない。
政府は、物價補ふと既め令寄せ、今田政府取置の給與水準を三十七百九十一円として三十一
に計上してあるので、速かに協議を進めることに致したい。

昭和二十三年六月十九日

内閣官房長官 若米地義三

全官公庁労働組合連絡協議会 御中

西尾、加藤両大臣

諒解事項

両大臣は、四月十二日政府より提示した別紙（確認事項、覚書、諒解事項）に記載する事項を組合側が承認するに当り、左記の通り諒解する。

左記

- 一 組合は、二・九二〇円水準を新給與が決定するまでの暫定措置として受諾する。
- 二 組合は、新給與整備委員会の円満なる解決を期待して、二・九二〇円水準に関する争議行爲を停止する。
- 三 政府及組合は、二・九二〇円の配分に関し、別紙丙諒解事項の主旨に従ひ協議立案する目的を以て一切の政府職員組合の参加を招請して、新給與整備委員会を設ける。
- 四 新給與整備委員会は、其の結論に基く給與を五月一日までに支給

することが出来るように審議を終了する。

五 政府は、新給與整備委員会の審議終了と同時に、二・九二〇円水準の残額の一月乃至四月分を週及的の一時に支給するよう努力する。

六 政府及び組合は、新給與に関し審議する爲、新給與整備委員会の審議終了後速かに委員会を設置協議を開始する。

昭和二十三年四月十六日

國務大臣 西尾 末廣 印

労働大臣 加藤 勘十 印

全官公廳職員労働組合連絡協議会 殿

対政府交渉経過の概要

一 六月十二日 政府に対し要求書を提出
二 六月十九日 政府回答

政府側 官米地官房長官、加藤労働大臣、府田官房次長他八名出席
組合側 八組合代表出席
政府側 組合側から

一 要求書中の六条件について

二 団体交渉をやむ意思があるか否か等につき質疑応答が行われた。

官米地官房長官は、対等の立場での団体交渉はするが、政府は三七九一円を基礎に予算を編成して口会に上程してゐるので三七九一円について協議したい、と云い、加藤労働大臣は、諸方の要求は二九二〇円に固執しての事、議決後直ぐに新設委員会で協議すればよかつた、政府としては本予算を組む急の標準として三七九一円を出したのであり、団体交渉の結果三七九一円を上廻つて追加予算を必要とするれば、政府は当然その処置を講ずると言明、兩大臣の間に重大な意見の食い違ひがあることが明瞭となった。

三 六月二十日 交渉

政府側 官米地官房長官、府田官房次長他九名出席
組合側 各組合代表出席
組合側から

一 今後の交渉は兩者対等の団体交渉を行うこと。

二 三七九一円以外の結論が出た場合は責任を以て之を実施すること。

三 政府は三七九一円を固執するものではないが、先づこれに基いて協議したい。

二 賃金は物価財政と切りはなして決めることができるから、団体交渉では他の条件を考慮せずに賃金だけを協議し結論を出したいと答へ、更に組合側から予算の階級制、不当財産取引問題復金融資、物価値上等の政府施策の反労働的性格を追求した。

四 六月二十三日 第三回交渉

政府側 有田官房次長、森永保安官房次長、谷田安米物価局長、劍本文部省学校教育局長、河野大蔵省官房長、今井大蔵省給與局長、金子労働省統計調査局長、牛島運輸省職員局長、浦島通信省事務局長、出席
組合側 各組合代表

政府側の主張の要旨は、

一 三七九一円ベースは三七九七〇円が正しいものとして主張している。

二 三七九一円の中には首切、行政整理が含まれてゐる。

三 六条件については、

一 本年四月からの手取りであること、
二 紛争処理機関、
三 首切行政整理、
の三要素のみが団体交渉の議題となり、大衆課税、物価問題等は論議の枠外である。

えに對し組合側は特に六條件については、即答出来る責任ある人が交渉に出席すること
を要し、更に新給與の根本的解決の爲には、政府の予算案に對する考へ方の根本的変更が
必要であることを強調。

六月二十四日 才四回交渉 出席者同前

一三七九一円を上廻る数字が決定された時は、補正予算を組んで財政的解決をはかる。
二紛争処理機関は、どうしても設置しなければならぬと考へるが、五二〇〇円の交渉に
は持ちあさぬ。

三首切行政整理は、予算定員の割五分を断行し、二十億の節減を計る。

四新給與はあくまで六月分からである。

五賃金ベーターと、六條件はあくまで分離して論議を進めたい。

之に對し組合側より

一補正予算の問題は、国会に於ける大藏大臣の補正予算の要なしとの言明と會社の民主的
国会を無視した官僚独善の端的な表れであること。

二條件と賃金とは不可分のものであり、切離して論議を進める事は出来ぬ。特に、首切
り行政整理を目当てとした交渉、並に予算案などは絶対に認められぬ。

この点を強調した。

(五) 六月二十六日

第四回交渉の最後に組合側から大蔵大臣、労働大臣の出席を求めていたに拘らず両大臣の出席がないため本日の交渉は取止めた。

尚同日政府側から「交渉を結ぶ上で法律案を国会に上程することは余日がないので三、七、九一円水準の法律案を国会に提出したい。」旨の申入れがあった。これに対し組合側は「われわれの要求である五、二、〇〇円賃金について現在団体交渉中で結論が出ないのに、政府が三、七、九一円水準の法律案を国会に出すことは、団体交渉否認のあらわれで不満とする。従って二十八日交渉を再開すべきである。」と申入れを行った。

(六) 六月二十八日 第五回交渉

三、七、九一円水準の法律案と国会に提出する件について組合側、政府側双方が見解を述べ、政府側が「国会の期日がせまっているので取敢へず三、七、九一円水準の法律案を提出し、その後賃金の交渉を行いたい。」という申出に対し、組合側は「飽迄団体交渉の結論にちとづいて法律案を国会に上提すべきである。従って両方で団体交渉の結論を得るよう努力すべきである。」旨を主張した。

(七) 六月三十日 第六回交渉

政府側から加藤労働大臣出席、主として

一、政府側委員は三、七、九一円に変更があれば補正予算を組むというが、それに対する労働大臣の見解

二、若し補正予算を組むならばその財源は大眾負担にならぬようにすべきである、
等につぎ述べた。これに対し労働大臣は

「三、七、九一円は三、九二〇円を合理的なものとする前提にたつて算出したもので、係数にして三、九二〇円を四、五〇〇円を推定したのでそれに誤りがあれば当然三、七、九一円は変つてくる。尚団体交渉の結果或るベースが出れば、これに対しても何等かの措置がとられねばならぬ。この場合補正予算の財源については極力大眾負担にならぬよう努力する。」と説明した。

(八) 七月一日 第七回交渉

三、七、九一円ベースの算出基礎に対し質疑応答があり、これに対する検討を行った。

(九) 七月二日 第八回交渉

政府側から五、二〇〇円に關しての質問が行われた。

(十) 七月三日 最終交渉

この交渉に於て数次の団体交渉の結果を集約し政府と組合側の意見の相違点が明確に確認された。即ち

一六條件について

一 第一項目新給手の実施期について、政府側は六月からと主張、組合側は三月半議打切の了解事項の趣旨に基き、当然四月からと主張した。
二 第二項目物価改訂に關し、政府側は団体交渉の範圍外であるとし一方的に実施したが、組合側は賃金問題に直接關係あることとあり、不当なる経済施策に対し根本的に反対を表明した。

三 第三項目大衆課税に關し政府側は、定義の仕方及び見解の相違であるとし、現行の税制、徴税の対象が必ずしも大衆收奪とは考へめと放言、組合側は全面的にその不当を主張してゐる。

四 第四項目紛争処理機關の設置については、今次要求に關する限り、持出さぬ事を政府側は表明してゐるが、組合側はかかる機關の設置を根本的に否定してゐる。

五 第五項目行政整理については、組合側は絶対容認し得ぬ所であり、政府側は、加藤労相は予算定員と実行定員のアン・バランス調整のやうな首切りはせぬと言明、一方吉米地官房長官、有田次長は首切りを断行すると言明、閣内の意見が統一されてゐない。

六 第六項目最高賃金制については、政府側は、産業全般の問題であり、団体交渉外のこととして居り、今後の物価改訂とにらみ合せて実施するかも知れぬと言明をされてゐる。

組合側はかかる措置に絶対反対を表明してゐる。

七 六條件に關し、加藤労相は全部議論すべき必要ありとなし、吉米地長官は三条件のみ団体交渉の対象となると言明、閣内の意見が不一致である。

二、二十三年度予算について

組合側は左の如き観点から、二十三年度予算に全面的に反対を表明した。

一 予算案の編成が国民全般の生活安定の立場から組まれてゐない。

二 吾々の要求があくまで当初予算の中で解決されるべきものであり、従ってインフレ促進

劑となる補正予算にその解決を求めるのは、根本的に誤りである。

3 補正予算を計上する場合、物価をあげ又はその財源を大衆負担に求めるべきでない。之に対し、政府側は一顧も与えず、反人民的亡国予算を全人民の反対を押し切り、加へて衆議院予算委員会が否決に会ひ乍ら強引に通過成立せしめた。

三、昭和二十三年六月以降の政府職員俸給等に関する法律案について、

政府側は団体交渉の進行中にも拘らず、一方的に法案を上程通過せしめ、事案上団体交渉を否認した。

組合側は団体交渉に依つて妥結した結論に基づいてその支給に関する法案を国会に提出すべきものとなし全面的に反対した。